

三重県ユニセフ協会規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、三重県ユニセフ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会（「日本ユニセフ協会」）との協力協定に基づき、三重県において、日本ユニセフ協会の定款目的を実現することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ユニセフのための広報・啓発活動
- (2) ユニセフへの協力（募金）活動
- (3) その他日本ユニセフ協会の定款目的を実現するために必要な活動

第二章 運 営

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- (1) 理 事 20名以内
- (2) 監 事 2名以内

(選 任)

第6条 理事及び監事は評議員会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 必要に応じて1名
- (4) 常務理事 若干名 但し、専務理事が置かれる場合は、必要に応じてとする。

(職 務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 専務理事および常務理事は理事会の決議に基づき必要に応じて本会の常務を処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、本会の活動を議決し、執行する。
- 5 監事は本会の会計及び活動執行状況を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第8条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長・顧問は理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(1) 名誉会長 1名

名誉会長は本会の象徴として、対外活動等を通して発展に寄与する。

(2) 顧問 若干名

顧問は会長の諮問に応じて、意見を述べることができる。

第三章 理事会

(権能)

第9条 会長は毎年2回以上理事会を開催し、この規約に定めるもののほか、以下の事項について決議し、理事会の議長として理事会を運営する。

(1) 本会の活動計画と予算

(2) 本会の活動報告と決算

(3) その他本会の活動に関する重要事項

(定足数および議決)

第10条 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。但し、理事会に出席できない理事は書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

2 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四章 評議員会

(評議員)

第11条 本会は評議員10名以上25名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(評議員会)

第12条 評議員会は毎年1回以上開催する。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

第五章 財産及び会計

(財産の管理)

第13条 本会の財産は専務理事もしくは常務理事が統括し、事務局長が管理する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために事務局を設け、会長が任命する事務局長を置くほか、積極的にボランティアの参加を得るものとする。

第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第16条 この規約は、理事会の議決によるものとする。

(解散)

第17条 本会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

第七章 補 則

(補 則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(施行)

第19条 この規約は、2012年12月4日より施行する。